

令和2年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和3年3月22日（月） 午後2時～午後3時30分

開催場所：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員

- 石井 寛人 社会福祉法人 摂津宥和会 摂津市障害者総合支援センター 施設長
(大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
- 上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
- 大竹 浩司 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
- ◎大谷 悟 大阪体育大学 健康福祉学部 健康福祉学科 元教授
- 上林 孝子 公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
- 黒田 隆之 桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 准教授
- 小谷 眞 大阪市 福祉局障がい者施策部 障がい福祉課長
- 小尾 隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
- 佐藤 伸司 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部
大阪障害者職業センター 所長
- 潮谷 光人 東大阪大学 こども学部こども学科 准教授
- 新宅 治夫 大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座
特任教授
- 高取 佳代 大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 幹事
(一般社団法人つどい 花園生活支援センター センター長)
- 谷口 泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 教授
- 永井 利三郎 桃山学院教育大学 人間教育学部 教授
- 永棟 真子 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事
- 納谷 敦夫 なやクリニック 副院長
- 前川 たかし 一般社団法人 大阪府医師会 理事

◎は会長

令和2年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから「令和2年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。まず会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

委員の皆様方におかれましては、平素より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日はご多忙の中、当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。ご案内の通り当協議会は障害者総合支援法に基づく大阪府の附属機関でありまして、障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、協議を行う場であり、大阪府全域の支援体制の整備に向けた主導的役割を担うものと考えております。今年度は新型コロナウイルスにより地域の自立支援協議会の運営にも影響が生じているところでありますが、大阪府といたしましては、各市町村において設置されている自立支援協議会と連携し、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本日はこの後、本協議会による地域支援の取り組みと、令和2年度における各部会の活動状況について報告させていただきます。委員の皆様方には、本日の議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に変えさせていただきますので、ご了承願います。本日は、委員数27名のうち現時点で17名のご出席をいただいております。大阪府障害者自立支援協議会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず次第、配席図、委員名簿、資料1「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」、資料2「各部会の取り組み状況について」、資料3「第5次大阪府障がい者計画（案）の概要」、別添1「新型コロナウイルス感染症対策下での協議会運営について アンケート結果集約」、別添2「『高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集～府内事業所の実践例より～』についての概要」、別添3「令和2年度大阪府障がい者虐待防止支援

事業の主な取組み」、別添4「『医療的ケア児者等支援ハンドブック』についての概要」、チラシ「発達障がい講演会世界自閉症啓発デー in OSAKA 2021」、資料は以上です。

それでは大阪府附属機関条例および大阪府障害者自立支援協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。なお本協議会は、運営要綱の規定により、原則公開としております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください。また、この会議では手話通訳を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

それでは本協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

はい、それでは皆さん、こんにちは。まだまだコロナ禍、3桁で大阪府内発症者が出ております。油断ならないところかというふうにも思っております。その中で、なかなか開催というところが難しかったわけでありますけれども、今回こうして皆さんと一同に会することができましたこと、大変嬉しく思っております。どうぞ有効なご審議をいただいて、次の施策の糧になるようにしたいというふうに思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。

それではお手元の次第に沿って、議事を進めて参りますので、よろしくお願い致します。議題1のところに入ります。「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局より資料1の地域支援の取り組みに基づきましてご説明いたします。令和2年度の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対策下における協議会運営に関してアンケート調査を実施しました。調査結果の詳細につきましては別添1で配付しております。時間も限られておりますので、資料1に基づいてご報告を申し上げます。

「新型コロナ感染症拡大に伴う地域の障がい者支援体制への影響などを協議会において、現状・課題把握などを行ったのか」という質問に対しまして、全体の62%、23協議会で状況把握を行っております。次に「協議会として情報発信、情報共有した点」について聞きますと、各事業所支援策などの行政施策の紹介や「感染防止対策を踏まえた支援方法について情報発信を行った」と回答した協議会が多い状況です。4月、5月の緊急事態宣言など「非常事態下であった新型コロナ感染症禍において協議会が持つネットワーク機能が発揮

できた」と回答した協議会は全体の43%、16協議会でした。また「改めて協議会機能について検証・評価し、協議会運営などについて課題抽出ができた」協議会は、全体の29%、10協議会でした。具体的にネットワーク機能が発揮できた理由といたしましては、アンケート調査の実施、部会での意見聴取、協議会のネットワークの活用などが挙げられております。また、課題抽出の具体的な事例として、オンラインでの情報共有の手法、各サービス事業者が求めている情報収集・発信の方法、新型コロナウイルス感染症だけでなく、災害時などでも参集できない状況において、いかにネットワーク機能を確保していくのかなど、課題が浮かび上がってきました。最後に「新型コロナに係る課題を踏まえ、協議会として実施中、実施予定の取り組みがあるか」という質問に対しまして、調査時点が9月末ということもあり、若干時点が古いということもありますが、14協議会、全体の38%で実施中、実施予定であるという回答でした。具体的な取り組みとしては、オンラインなどの会議の開催手法の検討、緊急時の連絡体制の検討、新型コロナに係る課題集約をするワーキングチームの立ち上げなど、課題抽出の取り組み、事業所支援などが挙げられています。

このアンケートを踏まえまして、新型コロナ禍における地域協議会での取り組み事例の共有などを目的として、先月2月の22日、地域自立支援協議会情報交換会を実施しました。例年会場のみで開催ということでしたが、コロナ感染症対策の観点から、Zoomによるオンラインの活用と、会場との併用開催となりました。7名の大阪府障がい者相談支援アドバイザーの方をファシリテーターとして、情報交換、意見交換を行いました。具体的には、新型コロナウイルス感染症など有事の際、地域自立支援協議会が機能発揮できていることが必要との認識のもと、個別支援を通じ、明らかになった課題に対し、事業所や協議会メンバーがどのように対応すべきか、事例の共有を図り、協議会において、地域課題として解決に向けた協議を進めると同時に、有事の際の協議会のあり方について再検証するために、事例を通じた対応策、改善策などについて情報交換、意見交換を行いました。

最後ですが、来年度、令和3年度の取り組みについてですが、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、オンラインの活用も視野に、地域協議会に対するヒアリングを順次再開していくとともに、そのヒアリングの内容および地域協議会の意向も踏まえながら、アドバイザーの派遣などを行うなど、アドバイザー派遣事業と連動した支援を行います。さらに、地域自立支援協議会情報交換会などの場において、自立支援協議会の仕組みに対する理解を深めるとともに、先進的取組事例や、課題認識などに関する意見交換を行うことで、地域協議会の運営を側面から支援していき、府全体の底上げを図る観点から、地域の支援力向上に向けた取り組みを継続していきます。事務局からの説明は以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。令和2年度の取り組みとして、地域支援の取り組みとして新型コロナウイルス感染症下での協議会運営について、ご説明があったところです。これについて何かご質問等ご意見等があればお伺いしさせていただきたいと思いますが、よろ

しいですか。また、最後に振り返りで、こういうことをお聞きしたいということがあれば、またお受けしたいというふうに思っておりますが、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは次の2つ目の議題に入ります。各部会の活動報告について、資料2に沿って各部長から順にご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

では、まずはケアマネジメント推進部会の活動報告について、部会長よりお願いします。

○委員

はい、ケアマネジメント推進部会です。よろしく申し上げます。令和2年度のケアマネジメント推進部会の状況についてご報告をさせていただきます。資料2の1ページをご覧ください。当部会では令和3年3月16日に書面開催を実施し、検討テーマと今後の具体的な流れについて整理を行っています。

検討内容につきましては、主に市町村における相談支援体制の把握ということでアンケートを実施しておりますので、そちらの分析報告、また主任相談支援専門員の活動状況の把握および課題の整理もアンケートを実施し、それについての課題整理を行っているところであります。具体的なアンケートから見えてきた取り組みとしては、まず主任相談支援専門員の活動についてですが、事務局で令和元年度に研修を修了された主任相談支援専門員を対象に実施し、現在、活動状況や課題に関するアンケート、他の地域で活躍されている主任相談支援専門員と意見交換や情報共有を行うフォローアップ連絡会などにより現状・課題の抽出を行っております。

アンケートの結果では、主任相談支援専門員の地域での人材育成、特に相談支援従事者研修での関わりというところで人材育成に関わっておられる方が多く居られるということと、かなり地域づくりの意識というものが主任の方たちの中で高まっているというのがアンケートから出てきております。

一方で主任としての役割が明確ではない、自分たちの立ち位置というところに困難があったり、人材育成のなかにも経験不足などがあって、良いアドバイスができないといったような課題というのが出てきております。また、事務局で実施した市町村を対象とした障がい児者の相談支援等に関する実施状況についての調査結果においても、市町村における主任相談支援専門員の役割というのが明確になっていないというような課題であったり、具体的業務ということが整理されてないといったような課題が挙げられております。

今後は、調査結果から見えてきた課題を踏まえて大阪府が求める主任相談支援専門員としての具体的役割ということをいくつかの事例というか、市町村ごと、かなり主任の位置づけというのが異なっておりますので、そういった役割についても、いくつかのパターンが示せたらなというふうに思っております。そのためにも、いくつかの市町村から、先行的な事例というものを取り上げていきたいなというふうに思っております。

今後のスケジュールについては令和3年4月から6月にかけて、事務局で市町村の調査ということで、先進的な取り組みというものをヒアリング実施したいというふうに考えて

おります。第2回の部会の審議を経て、大阪府の主任相談支援専門員の目指す姿、市町村や各機関における役割を明確にするとともに、相談支援専門員人材育成ビジョンの修正案を作成していきたいというふうに思っております。

またアンケートの方から、大阪府で相談支援ハンドブック作っております。そちらの活用というのが大変進んでいるということもありました。そういったハンドブックに対する今後の課題、内容というもののブラッシュアップというところも考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、続きまして高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会の活動報告について部会長から報告をお願いいたします。

○委員

はい、高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会部会長です。活動報告をさせていただきます。

今年度の検討テーマといたしましては、高次脳機能障がい者への支援の実態調査結果の分析を行い、支援に関する課題を把握し、コンサルテーション、相談や研修により地域の支援力向上を図る。また、普及啓発事業により、当事者家族、支援者のみならず、府民に対する高次脳機能障がい理解促進を目指すということとしておりまして、取り組んでまいりました。

部会の開催状況ですが、第1回部会は令和2年8月14日付けで書面開催をし、令和元年度の事業実績と令和2年度の事業計画案を報告させていただきました。併せて高次脳機能障がいのある方に対する支援事例集案の意見を照会いたしました。第2回部会は令和3年3月12日で第1回と同じく、書面開催とし、令和3年度の事業計画案の審査を行うとともに、支援事例集案についての意見照会をし、その草案化を行いました。

今年度の活動報告の主なものといたしまして、支援事例集の概要を説明させていただきます。別添2をご覧ください。高次脳機能障がいのある方に対する支援事例集、『高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集～府内事業所の実践例より～』という表題で平成30年7月に実施しました府内の障がい福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査の結果を踏まえまして、「1. 作成の目的に記載の通り、障がい福祉サービス事業所相談機関等の支援者が、高次脳機能障がいのある方の対応に悩んだ際に、支援のヒントになるような事例集で、高次脳機能障がい支援に関わる地域の支援力向上を図ることを目的として作成したものでございます。「3. 支援ヒント集の構成及びポイントについて」をご覧ください。

第1章では、高次脳機能障がいの症状や、当事者を支援する際の基本的なポイントを掲載いたしております。

第2章では、アンケート調査やヒアリングの中で収集した府内事業所の実践例の悩みご

と、わかりにくいことに分類をして掲載をし、どのように試行錯誤しながら取り組んだかということがわかるように、①支援上の悩み、②想定した原因、③実践例という形式で掲載をいたしております。また具体的なツール、写真、イラストをできるだけ使うようにいたしました。

第3章では、事業所での支援過程がわかるような事例を掲載し、当事者家族の視点を大切にできるよう体験談をコラムとして掲載をいたしております。

第4章では、精神科受診のタイミングや留意点等、医療との連携について、支援者が判断できるようなポイント等を掲載いたしております。今後、本冊子を活用して、府内関係機関、市町村や医療機関福祉サービス事業所等に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開し、府内関係機関の支援力向上を図るため、今月中に大阪府のホームページにこれを掲載いたしまして、来年度には印刷物として関係各機関に配布する予定といたしております。完成いたしました冊子につきましては、大阪府のホームページに掲載でき次第、各委員の皆様宛てにメールでURLをお知らせいたしますので、ぜひご覧をいただければと存じます。高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会の活動報告は以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。続いて発達障がい児者支援体制整備検討部会の部会長からの報告を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

よろしく願いいたします。私は発達障がい児者支援体制整備検討部会の部会長です。よろしく願いします。

発達障がい児者支援体制整備検討部会について、令和2年度の検討状況について説明いたします。令和2年度の検討状況として、まず現行プランに基づいて、計画期間の3年間に取り組んできた発達障がい児者支援施策の効果検証や評価を行っております。令和2年度の実績が明確になった後に、最終評価を確定する必要がありますため、次年度の部会で引き続き検討を行うこととしております。

次に昨年度の本部会からの提言を踏まえて「新・発達障がい児者支援プラン」、現行プラン終了後の発達障がい児者支援施策について検討を行い、第5次障がい者計画、令和3年度から8年度になりますが、規定されるよう、手続きを進めていただいております。

今年度のこれまでの会議の開催状況ですが、昨年8月から9月にかけて、本年度第1回の本部会およびこども、成人の両ワーキンググループで、第5次障がい者計画に基づく発達障がい児者支援施策について議論を行いました。今年の1月から2月にかけて、第2回の本部会およびこども・成人の両ワーキンググループで令和元年度の市町村における取り組み状況の分析結果が報告されました。また、現行プランに基づく取り組みの評価の作成について議論を行ったところです。なお第2回の両ワーキンググループは、新型コロナウイルスの影響

響により書面会議で実施いたしました。今年度最後の本部会は今月26日に開催する予定であります。以上が発達障がい児者支援体制整備検討部会における今年度、これまでの取り組み状況について報告いたしました。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。続いて障がい者虐待防止推進部会のご報告なのですが、事務局の方からご報告をいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○事務局

はい。事務局から報告させていただきます。

障がい者虐待防止推進部会につきましては、今年度、令和3年3月19日に開催されました。そこにおきまして、今回ちょっと特殊な事情があり、部会等の検討テーマ等にもあるように、本来であれば厚生労働省が年に1回公表します前年度の障がい者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査のデータを元に、そのデータを参考にしながら年度末のこの時期に改正する予定にしていたところですが、この国の調査の公表がちょっと遅れており、先週末に開催したときにはまだデータがない状況でしたので、その部分は短くした上で実質的な議論のところを厚くさせていただくような部会になりました。具体的にどういうことかといいますと、そのデータに基づく部分はなかったのですが、大阪府として取り組んだ状況というのをご説明させていただいて、その後、市町村の虐待対応は当然、市町村が最前線でしていただく施策ですので、市町村の取り組みとして、重大事案が発生した場合にどういうふうに取り組んで、どういうふうに解決に向けて動いてきたかっていうところの事例を紹介していただき、具体的には寝屋川市の事例をご紹介いただきまして、それを元に、委員の皆さん方と意見交換をさせていただいたというところ です。

その後、この部会の本来の目的、趣旨が、都道府県における関係機関との連携協力体制の整備というところが主たる目的ですので、出席委員の所属しておられる構成団体、団体の取り組み等をご説明いただき、そこでもまた意見交換をさせていただくというような取り組みをいたしました。その3つ、大きく大阪府の事業の報告と市町村の取り組み、それから関係機関の取り組み状況という3本柱でさせていただきました。

大阪府の取り組みについて少しここでも報告させていただきます。それにつきましては別添3も用意しており、そこに詳しく載せていますが、今ご覧の資料の真ん中のところもほぼ一緒の内容になっておりますので、こちらで説明させていただきます。①②③とありますが、大阪府は広域自治体として、市町村を支援していくということで、市町村の虐待対応力の向上というのが一つ目の目的になりまして、そちらの方としましては市町村職員向け虐待対応研修を実施し、それから市町村の中においても研修をしていただけるよう、研修のテキストを作成するための検討会を実施しました。

それから、専門性強化事業の実施というのは、市町村は対応困難な事例に当たった際に、

弁護士、社会福祉士にご相談していただける、一緒に相談内容について協議いただけるという体制をとっている事業です。それから、次の目的として障がい福祉サービス事業所の虐待防止ということで、施設従事者虐待を防ぐために、事業所職員向けの研修も実施しており、これにつきましてはコロナ禍で、工夫を凝らし、動画やeラーニングを活用した研修をウェブ上で実施しました。その結果、参加者も多くなり、いい研修になったのではないかなというふうに思っております。

あと、関係機関等の連携等、その他につきましては障がい者虐待には養護者虐待と施設従事者虐待と使用者虐待の3種類がありますが、使用者虐待におきまして、大阪労働局との緊密な連携をとっているというところを書かせていただいております。この部会の運営につきまして、今年当初申し上げました公表が遅れたという事情があったのですが、実質的な議論が交わせたというところがありますので、次年度以降につきましてもこの活発な議論というのをさせていただけるような部会にさせていただけたらなというふうに思っております。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。続いて、地域支援推進部会の活動報告について、部会長の方からご報告をお願いいたします。

○委員

はい、失礼いたします。手元の資料では、5ページ、表題は地域支援推進部会となっております資料でございます。まず、部会からの報告に入る前に、先ほどの虐待防止に関してなんですけども、ちょっと遅れていましたのが、先週ようやく最終の会議がありまして、内容等が固まった次第です。そこでの最終議論の中で、大阪府のことがいっぱい出ていましたので、ちょっと補足だけ先にさせていただければ。まず、大阪府は従来から相談の通報、件数が非常に高い、警察の通報も非常に活発であると、これは否定的なことではなくて、非常に虐待防止に取り組んでおられるという評価でした。通報に対して判断件数の割合が低いというのもこれもしかりで、それだけ通報がたくさん寄せられているんじゃないかという評価があったということを報告させていただきます。ただ、全体的な傾向としては、相談支援体制がついていない場合などに虐待のリスクが高いとか言ったことがあったりしました。ちょっと雑駁な内容でございますが、先週の報告をさせていただきました。

本題の地域支援推進部会でございますが、他の部会と同様、コロナの関係から部会としては1回、書面開催ということで開催をさせていただきました。5ページの右側の令和2年度の検討結果の概要ですが、大きくは2つ、長期入院の精神障がい者の退院支援強化事業、そして、重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業です。まず、前段の精神障がい者の方の退院支援強化事業に関しては、この資料に掲載させていただいております通り、基本、個別ケースの伴走支援、そして支援先に繋ぐ取り組みを実施をしております。

2つ目の重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業ですが、これは従来から質の高い支援をいただいている施設をモデル的に抽出いたしまして、今、その分析を行いまして、結果ですが、やはり障がい特性の理解、特性に基づいた環境調整、こういった点で一定の成果が見られましたので、次年度以降の事業を継続してまいりたいと思っております。

この資料には付けていないんですけども、ずっとこの地域支援の推進に関しては、なかなか思うように進まないというのが部会全員の共通認識ではないかと思うんですけども、その1つとして、出口というのでしょうか、出口の問題として、やはりその受け取る側の社会や地域のその理解というものがまだまだということもありますが、もう1つにはやはりそのバックアップが期待される、その施設そのものの議論をやはりきちっとしないといけないんじゃないかなというふうには思っております。

このあたり、なかなか施設のことを取り上げると、時代に逆行してるんじゃないかというようなことも懸念されるんですけど、こういう時代であるからこそ、その施設の今日的なあり方、要るものは要るんだということをはっきり言い、どういう施設がいるのか、というのを議論すべきじゃないかなあとと思ひまして、このあたりは府の方に、これを部会で検討するのか、やはりその部会で検討すると差し障りがあるんで、懇話会的な形で、もうフリーハンドで議論するのか、お願いしたいという要望は上げております。少々長くなりましたが、地域支援推進部会からの報告は以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。いろいろ課題が指摘されたところでもございます。それでは、引き続き就労支援部会長の報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

はい。就労支援部会です。資料2の6ページをお願いいたします。

今年度の開催実績に関しましては、本部会は第1回目を9月10日、第2回目は持ち回りで1月25日から2月5日までの間で開催をいたしました。部会内に設置されています工賃向上委員会というのがあるんですけども、そちらの方は第1回目を9月14日、第2回目を12月21日に開催しております。これまでの進捗状況については資料に書いてある通りなのですが、本部会、工賃向上委員会、どちらも事務局の方から示されました事業の中間報告をもとに、それぞれの事業の総括と、令和3年度以降の具体的な取り組みについて審議検討してきました。

加えまして、部会の方においては大阪府が認定しました障がい者等の職場環境整備等支援組織、障がい者分野というのがありまして、その取り組みであるとか、精神障がい者社会生活適応訓練事業についても意見聴取をいたしました。工賃向上委員会の方では、今後の目標工賃額の設定等について、検討・意見聴取をしたということでもあります。

今後の予定としましては、部会の方は今週末の3月26日に、開催予定でして、内容と

しましては、第5次大阪府障がい者計画の成果目標の達成に向けた今後の取り組みについて主な検討の内容になっています。工賃向上委員会の方も、明日3月23日に開催予定でして、令和3年度からの工賃向上計画の策定と、今後の取り組みについて審議検討するという予定になっております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。続いて、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の報告について、部会長の方からお願いをいたします。

○委員

はい、資料の7ページをご覧ください。医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会は2回実施し、3つの項目について検討いたしました。検討結果の概要について申し上げます。まず、医療的ケア児に関する実態調査について、令和元年度に部会として、大阪府における医療的ケア児の全体数を把握するため、医療的ケア児に関する実態調査を行うことを決め、令和2年度第1回部会において、調査の内容を決定しました。そして昨年12月に医療機関（在宅療養支援病院・診療所1,915ヶ所と小児科のある病院135ヶ所）に調査表を配布し、70.4%の回収率、医療機関から回答を得ました。特に小児科のある病院135病院は全て、さらに普段よく医療的ケア児を受けられておられる主だった診療所からは全て回答があったため、概ね正確な数と考えられますが、調査結果では大阪府内の医療的ケア児（0から19歳）は、1,757名であり、従来の国の推計等よりも多いことがわかりました。

数字につきましては、今後の施策等に活かすとともに、市町村別の数値も描出いたしましたので、今後市町村に提供し、医療的ケア児のリスト作成を働きかけていく予定です。

次に医療的ケア児者等の支援ハンドブックについて、多くの医療的ケア児者や重症心身障がい児者の方が在宅で生活を送っていく中で、障がい福祉サービス制度等は複雑で多岐にわたっております。行政機関の窓口、福祉医療制度の内容、どのようなサービスが利用できるのかなど、当事者の方およびそのご家族の方へわかりやすくまとめたハンドブックを作成することとし、令和2年度第1回部会において素案をもとに議論し、第2回部会において内容を決定いたしました。今後、関係機関を通じて資料、当事者の方々に周知を行い日常生活に役立てていただくという予定をしております。これは別添資料4に「『医療的ケア児者等支援ハンドブック』についての概要」というところがございますので、また御目を通していただきたいと思います。非常によくできたものです。

次に3番目ですけれども、医療依存度の高い重症心身障がい者等の支援に関わるコーディネーターについて、第2回部会において府内43市町村におけるコーディネーターの配置状況および活動状況に関する調査結果について共有しました。令和元年度に部会で議論したコーディネーターの役割について、令和2年度のコーディネーター研修の実施状況コ

ーディネーターの配置および活動状況を踏まえ、引き続き議論をいたしました。今後コーディネーターの役割や活動内容を踏まえ、医療的ケア児とコーディネーターの養成、配置されたコーディネーター同士の情報共有等について検討していく予定でございます。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。大変なご尽力をいただき、成果としてハンドブックをお作りになったということです。ありがとうございます。

部会の報告は以上となっております。これについて皆さんのご意見を賜りたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○委員

失礼します。よろしくお願ひいたします。内容とかぶりまして二度手間になるかもしれませんが、ケアマネジメント推進部会におきまして、ガイドラインを作られたということで、ご苦労だと思っておりますが、公開というのは、誰でも見ることができるのでしょうか。

○会長

お願いします。

○委員

ホームページで公開されていますので誰でも見ることでできると思います。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。他の方はいかがでしょうか。それぞれまとめていただいているのですが、高次脳機能の方、私が質問するのもあれですが、冊子で配布をされる予定でしょうか、それともホームページ上で。

○事務局

事務局の方から答えさせていただきます。まずホームページで公開させていただきます。予算の関係もあるので、配布部数は今の段階ではわかりませんが、可能な限り印刷させていただいて配布する予定としております。

○会長

はい、ありがとうございます。重症のハンドブックは、ホームページですか。

○委員

量がかなり膨大ですので、資料の配布も考えましたが、ホームページで簡単に見たりできる方が便利かなということでホームページに掲載しております。

○会長

はい、ありがとうございます。ホームページ上で出ておりますのでそれを見ていただいて、その成果物を確認していただくということです。成果物の内容については、以上のような形かとは思いますが、他ご意見あればお伺いしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○委員

よろしくお願いします。資料 2 のケアマネジメント推進部会について、少し教えていただきたいと思っております。このコロナ禍において、本当にこの相談支援体制のことで取り組んでいくというのは非常に難しい時期であると同時に、相談支援の体制の方も各市町村によって本当に規模、質、いろんな面において様々異なっている状況で、今この時代、すごくこの相談支援について検討していくということの難しい時期に来ていると感じております。また、令和 3 年 4 月に報酬改定がありまして、特定の事業所の方の改正なども非常にたくさん盛り込まれているということもあって、そういったことを踏まえてこういった質の向上ですとか、こういうところを検討していくのは本当に難しいことだなあと感じております。各市町村で規模の違いはあれど、基幹センターができ、委託事業所、従来の委託事業所があり、特定の事業所がありと、また、もともと従来ある行政の相談機関もありと、本当に地域の中で様々な相談支援、取り組んでいる機関があるかと思うんですけれども、その中で主任相談員というのができてきて、非常にその役割や難しさということは今先生からのお話もあったんですけれども、今現段階部会での進捗状況でも結構ですので、そのあたりの各相談機関、それからそういった機関の中での、この主任相談員の役割、機関の役割こういったところの関係性とか、考え方とかアイデアといいますか、少しその辺りを教えていただけたらなと思います。

○会長

行けますか。

○委員

はい。人材育成ビジョンの中においても、主任相談支援員の役割ということは触れてはいるのですが、大変大まかな内容でしか触れていません。困難事例の補助的なサポートであるとか、あとは相談支援員養成の際のアドバイスであるとか、そういったところで位置づけ

はあるのですが、大まかなとこしかなく、今後そういったところを、各自治体の中で先駆的な取り組みしているところの位置付けみたいな人が出せたらいいのかなというふうに思っています。

まだ議論の方も今回書面開催ということで進んでいないのが現状です。アンケートの方から見えてきたところでいうと、一つは委託、主任相談員を位置づけている場所というのも、必ずしも基幹や委託にあるかといったら、そうではなくて、指定一般で位置づけられているところもあったり、基幹の方で位置づけているところもあったり、ばらつきがあって、それぞれの地域の中で委託先の位置づけに応じて、どういった主任の役割を果たしていくのかというのが違いがあるとは思っていますので、そこら辺はきっちりヒアリングをすることが大事かなというふうに思っています。

先ほど冒頭おっしゃっていただいた相談支援、大変厳しい状況で、廃止をしていくような事業者もたくさんあります。全体としては少し増えている状況ではあるのですが、一方で廃止をしている状況も大変深刻な状況でありますので、そういったことに対する支援も市町村ごとでいろいろとやっておりますので、そういったところをヒアリングしていけたらなと。今アンケートで見えてきたとこで言うと、市町村独自に補助金を作っているところもあるみたいですし、スキルアップに関しては、新人の職員のための自立支援協議会の相談支援部会を作ったりとか、1人相談支援事業所のグループを作ったりとか、そういった試みもしているところもありますので、そういったところをどんどん前に、表に出せたらなというふうに思っております。以上です。

○会長

ありがとうございます。他の方がいかがでしょう。はい。

○委員

失礼します。私も障がい者相談支援アドバイザーということで、この自立支援協議会に参加させていただいておまして、かつ今ご質問ありました私自身が主任相談支援専門員で、私は平成30年の国の主任相談支援専門研修の方を大阪府代表で受けて参りまして、大阪府における主任相談支援専門員養成研修の企画等も行っている立場でご発言させていただきます。まず主任相談支援専門員の役割大きく3つございます。1つは、人材育成になります。2つ目に地域作りということを取り組んでいます。3つ目には、事業所の運営管理についての助言、いわゆる相談支援事業所、1人職場の相談支援事業等において、なかなか運営が難しいというような状況などがありますので、そういった部分についても働きかけのようなことが、その事業所の運営管理、特に求められてます。その人材育成という観点につきましても、先ほどケアマネジメント推進部会活動報告にもございましたように、主に大阪府が取り組む相談支援従事者研修における研修自身が今年度令和2年度から新カリキュラムに変わりまして、インターバルと言われる、いわゆる地域の相談支援事業所の実習に行くこと

いうプログラムができました。そういったプログラムに対して、主任相談支援専門員は実習を受けていく、いわゆるスーパービジョンを行うというような形を行います。

もう1つの地域作りについてなんですが、こちらの方は非常に難しいです。具体的に申し上げますと、まさに今ここで行われている自立支援協会です。この自立支援協会とは一体何かということを経験した中で、見失われてきている状況に少しあるかなというふうに感じております。私自身が大阪府相談支援アドバイザーとして、いろんな市町村の協議会にご助言とかさせていただくのですが、協議会は出来て約10年から12年ほど経っております。設立された当時のメンバーはほぼ交代されておまして、十数年前にできた協議会の組織をそのまま10年間続けられてるところも少なくございません。今一度自立支援協会の役割であるとか機能という部分をしっかり押さえていく活動を行っております。その中で、協議会のなか、そもそも協議会の目的の一つとして、いわゆる役割、地域で生活する障がい者が自分らしく生き生きと地域で生きていくことを後押しする、そういった体制を作ることが役割となっております。そのために主任相談支援専門員は、この役割目的をどう遂行するかということを実践的に取り組んでいく、牽引役になる、ということですので、その牽引役というところで言うと、基幹センター、いわゆる委託相談支援事業所に配属されてなくても、相談支援専門の立場でできるということになってきます。どちらかというと、私は黒子という表現をよくするんですが、黒子になって地域を下支えしていく、そういうイメージを持っていただけたらいいかなというふうに思います。長くなってすいません。ありがとうございます。

○会長

はい、ありがとうございます。従来、大阪府は国に先駆けてそういった自立協議会の推進について力を入れてきたところなんです。法制化される以前から、各地区で作ってほしいということやってまいりました。それが10年、12年たって今転換期にあるのかなというところで、主任相談専門員の果たす役割についての貴重なアドバイスをいただいたかなというふうに思っているところです。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。

○委員

よろしくお願いします。質問ではないんですけど、医療的ケア児のハンドブックについて、調査されたのが、回収率が70.4%ということで、すごく高い回収率だなというふうに感じました。それだけ、それぞれ関心を持っていただいている方が多いことを示しているというふうに思います。我々看護職につきましても医療的ケア児の方については、在宅で支援する1人として関わっております。先ほどお伺いしたところでは、このハンドブックについては、ホームページで公開するという事なので、できるだけ隅々まで届くように、特に訪問看護、小さい事業所が多くありますので、そういうところまで届けるように何か工夫をしていただけたら、とてもありがたいなというふうに思いましたので発言させていただき

ました。ありがとうございます。

○会長

委員の方からの報告でございます。はい、どうぞ。

○委員

先ほど地域支援の協議会で相談支援専門員の雇用の体制、あり方ですが、前の会議も言いましたけれども、皆様の質を上げるっていうのがほとんどの意見だったんですが、地域それぞれで障がい者の相談支援の雇用についてどうなっているのかというのが、ほとんど委託事業になっております。正規は少ないと思うんですね。嘱託職員が多いのか、そのあたりとこのを調査していただきたいと思います。

その理由としては、辞めていく職員が多く、生活もありますので、人件費を抑えるということで、給料が安いということで辞める人が多いです。質を上げて人材育成するということは人がいないと意味がないということです。雇用の状況をどのようになっているか調査をいただきたいというように言いましたけれども、それに対してどのようになっているかということをお聞きしたいです。

○会長

すいません、それは、調査を要望されているというふうに理解していいんですか。

○委員

はい。そうです。前もこの会議で要望しました。お願いしたということです。

○事務局

事務局の方から説明させていただきます。いわゆる指定特定相談支援事業所、一件一件の調査につきましては、大阪府では年に1回実施しております。その際ですけれども、職員の数であるとか、加算の取得状況なども含めて調査をさせていただいて、経営状況が厳しいのか、そういったところについても把握はしているのですが、今委員がおっしゃっていただいたような正規、非正規という観点では、これまでしておらなかったところです。そのため、今日は貴重な意見をいただいたということで、次年度の調査のところには、なかなか法人としても答えにくい部分もあるかもしれないので、どういう形で把握していくのがいいのかというのは検討させていただきたいなと思います。

○会長

ありがとうございます。次年度また検討して、実施できる形でできればという事務局からの報告でございます。はい。ありがとうございます。

○委員

最初の議題に戻ってよろしいでしょうか。自立支援協議会がやはり牽引役となって、地域のいろんな課題解決をし、新たな社会資源を開発するということを考えますと、コロナからも1年経ちまして、そこに対応できている協議会とできてないところがあるのではないかと改めて思います。

2月の22日にオンラインで、現状で、やっていただいたこと、とってもよくわかるんですけども、残念ながら、これをみますと、3つの協議会がオンラインでの参加が難しいということかと読み解くんです。そうしますと、普段の課題の抽出とか会議の運営に、やはり少し手間取っているところがあるのかなと思います。そういったところへの支援を府としてどういうふうにお考えなのか、この大阪府の自立支援協議会でどういう支援をしていくが必要なのかということが多分いるんだなというふうに思っております。

○事務局

事務局の方から回答させていただきます。今、委員のご指摘の通り2月22日に情報交換会をさせていただきまして、この情報交換会、ご指摘の通り会場で一部やっているところもありまして、中にはやはり直接その顔を見て話をしたいという協議会もいらっしゃったので、こういうような状況、結果報告という部分がありますけれども、その点におきまして大阪府としてもそういうオンラインでの活用というものを、なかなか財政的な面であると難しい部分はありますけれども、そういったようなオンラインで進めている協議会の先進的な事例の紹介ですとか、そういうものを積極的に発信をさせていただいて、そういう取り組みを少しでも活用できるようにというようなことで情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

○委員

うまく対応できなかった3ヶ所は、結局把握もできていない3ヶ所ということではないんでしょうか。そういったところへの支援はちょっとどうかなと思いますが。

○事務局

決して参加してない、オンラインがないからというわけではなく、たまたまその時に参加ができなかった事情があったというところもあり、必ずしもオンラインがないからというわけではございません。

○委員

ということは、いわゆる何もできないところの欠席ではないという理解でいいんですね。

○事務局

その理解で結構です。

○委員

はい、わかりました。ちょっと言わせてください。いろんな現場で、やっぱりコロナ禍でずいぶんと二極分解しているのが現実だと思います。新しい事態にうまくご対応できている事業所と、そうでない事業所がありまして、そういった中でもうまく対応できていないところを、どう質を上げていくかということが課題だと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。課題というところで、1つは制度的な問題もあるかというふうに思っております。スウェーデンのエーデル改革で地方分権というところが打ち出されたのですが、その地域によって基礎自治体の方でサービスが非常にでこぼこになっているというふうなことで、改めてまた法制度を整え、作法というように、いわゆるグループホームで虐待が起こったので、そういうことも含めてチェックする仕組みということで、標準化ということが行われてきたわけで、広域の果たす役割というところが多分そのポイントになるんだろうというふうに思っております。

他の委員の方、いらっしゃいますか。特によろしいですか。はい最後に、その他事務局からの説明で第5次大阪府障がい者計画の概要というところについて、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

○事務局

それでは、資料3ですけれども、第5次大阪府障がい者計画案の概要につきまして簡単にご説明をさせていただきます。現在、大阪府障がい者施策推進協議会でご議論いただいております第5次大阪府障がい者計画について、この3月中に策定し公表する予定としております。その概要についてでご説明させていただきます。障がい者計画につきましては、障害者基本法に基づく法定計画であり、現行計画の第4次大阪府障がい者計画の計画期間は、今年度末となっており、次期計画である第5次大阪府障がい者計画については、障害者総合支援法に基づく第6期大阪府障がい福祉計画、児童福祉法に基づく第2期大阪府障がい児福祉計画と一体的に取りまとめることとしており、計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間となっております。

資料の左上の方になりますけれども、計画策定に至る課題、背景・課題といたしましては、今後、障がい者の重度化、高齢化や8050問題、親亡き後などにより、地域で障がい者が

抱える課題はさらに深刻化することが懸念されています。原因といたしまして、地震、台風、豪雨災害などの自然災害・新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が発生しており、支援学校などに通学する幼児、児童生徒数の増加、3番目としまして、この間、障害者総合支援法の改正や障害者文化芸術活動推進法の制定など国において様々な制度改正が行われています。これらの点が挙げられ、こうした背景・課題を踏まえ、次期計画を策定しています。

次期計画の構成といたしましては、1つの共通場面と、6つの生活場面を設定し、各場面において施策の方向性や具体的取り組みを整理しております。まず中ほどにありますけれども、共通場面、「地域を育む」については、虐待の防止や差別の解消、障がい理解の促進相談支援体制の充実や人材確保などの地域全体に関わる課題への対応や、府域全体の支援体制の底上げなど、分野横断的な課題などについて整理しております。その下になりますが、生活場面Ⅰ、「地域やまちで暮らす」については、入所施設や精神科病院からの退所、退院促進、地域の受け皿整備を促進、入所施設の機能のあり方検討や地域の支援体制の充実など、地域移行について整理しております。その下になりますが、生活場面Ⅱ、「学ぶ」については、早期療育の実施やインクルーシブ教育の推進など、教育について整理しております。生活場面Ⅲ、働くについては、障がい者雇用の拡大、就労移行支援事業・就労定着支援事業の機能強化や障がい者の働く場の拡大など就労について整理しています。生活場面Ⅳ、「心や体、命を大切にする」については、必要な健康・医療サービスの提供、リハビリテーション機会の提供など「健康・医療」について整理しています。生活場面Ⅴ、「楽しむ」については、余暇活動の充実、スポーツ活動や芸術・文化活動の促進について整理しています。生活場面Ⅵ、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」については、障がい理解の促進、障がい者差別の解消障がい者虐待の防止、安全・安心の確保や情報保障、情報アクセシビリティの確保など、「権利擁護」について整理しています。

最後に下、一番下の欄のところにありますが、成果目標についてですが、計画作成に当たっては、国から基本指針が示されており、当該基本指針において地域の実情を踏まえつつ、国の成果目標に即して成果目標を設定することとされていることから、大阪府としては、地域移行者数や施設入所の削減数などの成果目標を設定しております。以上が概要でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。第5次の大阪府の障がい者計画案の案は取れたのですか。

○事務局

障がい福祉企画課長でございます。現在、障がい者計画案ですが、案のままで最終3月の末をもって正式に策定ということで運んでおりますので、来年の4月からこの案が取れて効果が発生するということでございます。

また補足ですけれども、この障がい者計画の策定に当たっては、この自立支援協議会の本

体もしくはそれぞれの部会で、この障害者総合支援法の基づく障がい者サービスの充実ということで、各種調査、審議の方をいただいて、その内容については、可能な限りこの障がい者計画の方に盛り込んでおりますので、そういった意味で、改めてこの計画を進めていく中で、また来年度以降もこの自立支援協議会の中で忌憚なきご意見等いただければ、大阪府として、そういったことも踏まえまして、しっかりとこの障がい福祉サービスの向上、またその全体に関わる障がい者施策推進に努めてまいりますので、引き続きご協力の方お願いできればと思っております。

○会長

これは、ホームページ上で掲示、概要バージョンをどこかに配布するとかいうのは。

○事務局

はい、基本的には、ホームページの方で策定しましたら、公表いたします。あと概要ももちろん、当然ホームページに出すんですけれども、印刷物については、やはり予算の制約等もございますので、関係各所にお配りをするんですけれども、十分かというところではないところがございますので、そこはホームページ上での公表ということで、また適宜ご活用いただければというふうに考えてございます。

○会長

ありがとうございます。ただいまの大阪府の障がい者計画、案が取れるのは3月31日ということですので、ホームページ上でまたご確認をいただければありがたいかというふうにございます。はい。他に何かありますでしょうか。ご意見、全体振り返ってというところであれば、最後にお受けしたいというふうに思いますが、いいですか。よろしいですか。

はい。特にないようでしたら、今日はご参集賜りありがたく存じております。本議会の全ての委員が今年度末で任期終了ということになっております。次年度からは新たな委員で運営されることとなりますので、ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

私自身も座長を務めさせていただきましたけれども、この3月末をもって私の方も退任という形になりますので、また新たな委員の方々で新たに運営をしていただくということになるかというふうに思います。最後になりますので、少しだけ私の方から少し考えといたしますか、最後のコメントだけ遺言みたいな形ではないんですけれども、昨今の福祉状況から考えて、非常に危惧するところがございます。1つはやっぱりビジネス化という、ビジネスそれ自体を悪いとは思わないんですが、そのサービスの質を点検するということで、ここは非常に大事なポイントになる、特にいわゆるホームヘルパーあるいは家庭内で起こるような、様々なグループホームも含めてですけれども、そのサービスの質を公表化させるといいますか、可視化させる作業が要るのではないかなというふうに思っております。特に就労でもそうですけど、就Aは機能として評価するようになりました。その評価が正しいのかど

うか。あるいはグループホームの活動を日中活動までグループホームが担う、そのどのような日中活動を提供してくれているのか、これがわからない今の制度の中では、そういうふうないわゆる可視化するというふうなところが一つ求められているんだろうなというふうに思っているところです。

そういったところがまず 1 点、それから 2 点目残念なことに障がい者の虐待防止、これはもう本当に喫緊の課題だというふうに思っております。大阪府においても重点課題としてずいぶん取り組んできた 3 年間。3000 万、府下全ての社会福祉施設について虐待防止の調査、社会福祉会と共同して入って、そしてそれを何とか防止しようというふうな仕組みも頑張っていたわけですが、結果的にはまだそこが改善していないというふうな問題がございます。報酬単価の改定に伴いまして、そういった虐待防止委員会、各事業所で虐待防止委員会を設置しなければならない、この 4 月からですね、それから研修の義務付けが明確化されましたので、そのこのところをしっかりと取り組んでいただきながら、虐待防止の枠組みを取っていただくそういったところが私の願いと言いますか、そういったところでの虐待を少しでも無くすることが必要だろうというふうに思ってますし、日本一というふうな虐待件数、非常に残念な結果を何とか改善できればなというふうに思っておりますので、これは次回、次期委員会の委員の皆様方に、また担っていただければ大変ありがたいというふうに思っております。私の方はちょっと長くなりました。本当にこの自立支援協議会、府の方で設置されて以来、座長を務めさせていただいて、まだ不十分なところ、皆さんのお力でサポートいただいて務めさせていただきました。改めて御礼を申し上げるとともに、次の自立支援協議会の各委員の方、ぜひ盛り立てていただいて大阪の障がい福祉が全国の模範になるような、そういった形態を待ち望んでおります。どうぞこれからもご尽力を、ご努力をお願いして私の退任の挨拶という形でさせていただければと思います。ありがとうございました。以上で、本日の議題については全部終了をさせていただきました。後について事務局の方にマイクを渡したいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、委員の皆様にご審議を賜り誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和 2 年度第 2 回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。